

諮問日：平成28年7月12日（平成28年度（最情）諮問第10号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（最情）答申第31号）

件名：憲法週間における最高裁判所判事の視察に関する文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書はいずれも廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年6月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に廃棄済みであるかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所事務総長の考え方

原判断は、本件各開示申出文書について、いずれも廃棄済みであるとして不開示としたものであるが、当該判断は相当である。

2 理由

本件各開示申出文書については、視察先である裁判所を管轄する高等裁判所の事務局長から受領し、最高裁判所事務総局において保有していたものが存在したが、岡部喜代子最高裁判所判事の視察（以下「本件視察」という。）の日

は経過していることから、廃棄済みである。

すなわち、本件各開示申出文書は、いずれも視察の準備の際に使用するものであるが、通常は、遅くとも視察の日が経過すれば最高裁判所において保有する必要がなくなるものであるから、最高裁判所事務総局においては、これらの内容が軽微かつ簡易であって保存期間を1年以上とする必要のない短期保有文書として取り扱い、遅くとも視察の日が経過すれば、事務処理上必要な期間が満了したものとして廃棄している。そして、本件視察の日程は、平成28年5月16日、同月17日及び同月19日であったから、遅くともこれらの日が経過する時点までに最高裁判所において本件各開示申出文書を保有する事務処理上の必要はなくなった。そこで、最高裁判所においては、本件各開示申出文書を廃棄したものであり、本件開示申出時点では保有していない。

なお、本件苦情申出を受け、確実に期すために、再度、所管の執務室内の書庫等を探索したが、該当する文書は確認できなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年7月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月29日 審議
- ④ 同年10月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件各開示申出文書の開示を申し出るものである。

最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とする原判断をしたところ、苦情申出人は、本当に廃棄済みであるかどうか不明であると主張して苦情申出をするから、本件各開示申出文書の存否について

検討する。

2 本件各開示申出文書の存否について

最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書を受領したが、本件視察の日が経過したことにより、既に廃棄済みであると説明する。

本件各開示申出文書の標題からすれば、これらは、最高裁判所判事が下級裁判所を視察する際の日程やその間に実施される座談会等に関する文書であるとうかがえるところ、最高裁判所事務総局がこれらを取得するのは、視察の準備又は視察中の日程把握のためと考えられる。そうすると、本件各開示申出文書について、短期保有文書として扱い、遅くとも視察の日が経過すれば、事務処理上必要な期間が満了したものとして廃棄しているとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的である。そして、本件視察の日程は、平成28年5月16日、同月17日及び同月19日であったというのであるから、その後の日である本件開示申出の時点において、本件各開示申出文書がいずれも廃棄されていたとしても、何ら不合理ではない。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件各開示申出文書を廃棄済みであるとして不開示とした原判断については、最高裁判所において、本件各開示申出文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

(別紙)

平成28年度憲法週間における岡部喜代子最高裁判事の視察に関する以下の文書

- 1 個別の高裁事務局長から取得し、又は作成した視察基本日程（案）（最終版）
- 2 個別の高裁事務局長から取得し、又は作成した視察詳細日程（確定版）
- 3 個別の高裁事務局長から取得した、座談会の出席者名簿及び座談会席図
- 4 個別の高裁事務局長から取得した、庁内巡視の順番が分かる文書
- 5 個別の高裁事務局長から取得した、最高裁判事との懇親会の出席者名簿